

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下、「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）4月27日

北海道知事 鈴木 直道

## 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

### (1) 業務名

農業人材確保対策推進事業委託業務

### (2) 業務の目的

次代の北海道農業を担う意欲と能力のある人材を育成・確保するため、農外からの就農希望者と受入市町村等とのマッチングを推進するため、道内における新規参入者の受入状況に関する知識や情報を有するとともに、新規参入希望者や農業研修希望者等の来場者確保、会場で来場者に意欲喚起ができる仕組みづくりのノウハウを有している業者による就農フェアを開催し、本道での就農を希望する方々が、自らにあった就農地を選択できる機会を確保する。

### (3) 業務の内容

#### ア 北海道就農フェア

就農希望者と市町村等とのマッチングを図るための就農相談会を札幌市内で開催

#### イ 事業実施報告書の作成

北海道就農フェアの業務の実施に係る実施報告書を作成

※その他、詳細は企画提案指示書をご覧ください。

### (4) 履行期限

令和5年1月31日（火）

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体を含む。）による連合体（以下、コンソーシアムという。）とする。

(2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2の1の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が、単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員としてこのプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和4年4月27日から4の(1)の提出期限まで
- (2) 交付場所 9に同じ。

※交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

また、北海道のホームページからダウンロードすることができる。

URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/gjf/110453.html>

### 4 参加表明書の提出期限等

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとするものは、次のアからエまで定めるところにより、参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 提出期限 令和4年5月20日(金)午後5時

イ 提出書類 参加表明書及び添付資料

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

なお、持参の場合の受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。

エ 提出場所 9に同じ。

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年5月27日(金)午後5時

- (2) 提出書類 企画提案書及び事業予算積算書

- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る。)により10部提出

なお、持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで。

- (4) 提出場所 9に同じ。

### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

### 7 最良の提案をした者の選定方法

予め定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下、「特定者」という。)を選定する。

### 8 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する部局

- (1) 名称 北海道農政部生産振興局技術普及課担い手対策係

- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

- (3) 連絡先 電話番号 011-204-5385 (担当: 森本、上山)

### 10 その他

- (1) 提案書の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

- (2) 審査結果及び特定者名は公表する。

- (3) 詳細は企画提案指示書による。